

## 社会福祉法人愛生会 役員報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人愛生会(以下「この法人」という)の定款21条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、勤務等の実態のある者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

### (報酬の支給)

**第3条** この法人は、次の場合に報酬を支払うことができる。

- (1) 常勤の役員に、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- (2) 監事には、公認会計士、税理士等の資格を有し、監査の承認印を押すことに職業上のリスクを伴う者に報酬を支払うことができる。

### (報酬額の決定)

**第4条** この法人の全理事の報酬総額は、2,700万円以内とし、監事の報酬額は、20万円以内とする。

- 2 役員各自の報酬額は、別表の通りとする。

### (費用弁償)

**第5条** この法人は、役員がその職務執行に当たって負担した費用は、請求により遅滞なく支払うこととし、また、前払いを要するものは、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。
- 3 役員には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、出張費として支給することができる。

**(給与規程等の準用)**

**第6条** 支給方法その他この規程に定めなきことは、この法人の職員の給与規程並びに旅費規程を準用する。

**(公表)**

**第7条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

**附則**

この規程は平成29年6月15日より施行する。

この規程は平成30年7月支給分から適用する。

この規程は令和2年2月1日より施行する。

この規程は令和5年7月1日より施行する。

**別表**

理事長	年間 500万円以内 常勤の理事に対する報酬
副理事長	年間 500万円以内 常勤の理事に対する報酬
常務理事	年間 500万円以内 常勤の理事に対する報酬
理事	常勤の理事が施設の所属長を兼ねる場合は、 職員の給与規程により支給する。
監事	一決算期ごとに20万円 公認会計士監査業務等に対する報酬

以上